

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 7 月 定 例 会 ——

平成22年7月23日（金）

開催日時 平成22年7月23日（金） 午後2時00分～午後3時11分

開催場所 大会議室

出席委員 伊藤文代委員長
吉田昌子委員長職務代理者
荒畑忠弘委員
森井良子委員
阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長
内野雅晶教育部理事兼指導課長
有馬哲雄教育部理事（生涯学習・体育）
阿部和生教育庶務課長
鶴巻好生学務課長
白倉克彦指導課長補佐
阿部裕生涯学習推進課長
小島淳生体育課長
深谷達中央公民館長
松原悦子中央図書館長
島川浩一教育部参事
谷口雄磨指導主事

書記 伊藤祐子教育庶務課長補佐、山本裕和教育庶務課主事

傍聴者 11名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会7月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、吉田委員長職務代理者及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（7）、及び、議案第18号から第22号までは、人事案

件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

(教育長報告事項)

○伊藤委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）小平市平櫛田中彫刻美術館特別展示の開催及び期間中の休館日変更について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（１）小平市平櫛田中彫刻美術館特別展の開催及び期間中の休館日変更についてを報告いたします。資料№.1をごらんください。

小平市平櫛田中彫刻美術館におきまして、９月１０日（金）～１０月１７日（日）までの３８日間、特別展「岡倉天心と日本彫刻会」を開催いたします。

特別展では３４カ所の美術館、個人の所蔵者から、合計６２点の作品を借用し展示を行います。観覧機会の拡大を図るために、会期中は無休とし、会期中の休館日を会期前後に振りかえ、９月６日（月）、８日（水）、９日（木）、１０月１８日（月）、２０日（水）、２１日（木）を休館といたします。

市民の皆様には、９月５日号の市報及びホームページ等にて周知いたします。

今回の特別展は、本展の終了後、井原市立田中美術館に巡回し、１０月２２日～１２月５日まで開催します。

なお、特別展の概要につきましては資料の裏面をごらんください。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）第６８回国民体育大会小平市実行委員会設立発起人会について。

阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（２）第６８回国民体育大会小平市実行委員会設立発起人会についてを報告いたします。資料No.2をごらんください。

本年７月７日に、平成２５年度、２０１３年の、第６８回国民体育大会の開催地が東京都と決定されましたことに伴い、東京都で開催する国民体育大会の小平市実行委員会を設立するため、発起人会を開催するものでございます。

なお、詳細につきましては、体育課長より説明させます。

○伊藤委員長

小島体育課長、お願いいたします。

○小島体育課長

それでは、詳細についてご説明いたします。資料No.2、第６８回国民体育大会小平市実行委員会設立発起人会の概要についてをごらんください。

１、発起人会の趣旨でございます。

東京国体の開催に当たり、小平市が担当するバレーボール協議会を成功させるために、関係機関・団体及び関係者等で構成する実行委員会を設立し、諸準備に万全を期するものでございます。

２、発起人会調整事項でございます。４点でございます。

実行委員会の構成員に関する事、組織に関する事、事業計画に関する事、その他、開催準備に関する事でございます。

３、発起人のメンバー、構成員についてでございます。

資料No.2の次のページ、第６８回国民体育大会小平市実行委員会（案）設立発起人会名簿をごらんください。

上から、小平市長、小平市議会議長、小平市教育委員会委員長、一般社団法人小平市体育協会会長、小平商工会会長、東京むさし農業協同組合代表理事専務、一般社団法人小平青年会議所理事長、過去に顕著な成績を残した競技者として、モンテリオールオリンピックバレーボール女子金メダリスト、吉田昌子さんでございます。それから、小平市教育委員会教育長、両副市長の１１人の構成でございます。

資料No.2にお戻りください。

４、発起人会は、市長が招集いたします。

５、発起人会は実行委員会立ち上げをもって解散する予定でございます。

６ 事務局は、体育課に置きます。

資料No.1につきましては、資料No.2概要で説明させていただいた同内容になっておりますので、次の資料No.2をごらんください。

第68回国民体育大会小平市実行委員会の委員構成欄でございます。上から市長ほか94名の委員構成でございます。

最初に小平市長、次に、市関係として、派遣を除く部長及び相当職でございますが、小平市文化振興財団理事につきましては、委員の中に財団法人小平市文化振興財団理事長がいらっしゃいますことから、その中に入れさせていただいております。

なお、選挙管理委員会事務局長につきましては、選挙がいつ入ってくるかもわかりませんので、除かせていただいております。それから、監査事務局の局長も補助金の関係がございますので、除かせていただいております。

次に、その下でございますけれども、都議会関係、市議会関係、教育・学識経験者関係、競技団体関係として、東京都のバレーボール協会、市のバレーボール連盟、そして、右上でございますけれども、体育・スポーツ・文化関係、その下、産業関係、衛生関係、警察・消防関係、輸送・交通・通信関係、各種団体などがございます。

なお、実行委員につきましては、まだ、確定ではございません。今後、発起人会等でさらに増える可能性がございます。

次に、資料3、第68回国民体育大会小平市実行委員会会則(案)をごらんください。

1ページでございます。第1章総則、第2章組織、2ページから、第3章会議として、総会、常任委員会、専門委員会に分けてございます。

4ページから、第4章会長の専決処分、第5章事務局、第6章財務、第7章補則となっております。この会則は、東京都が示したものに準拠してございます。

次に、資料4、第68回国民体育大会開催に向けた今後のスケジュール(案)をごらんください。

東京国体開催の3年前でございますけれども、実行委員会を設立することになっております。これは、3年前に開催地が決定することから、その決定に合わせて、実行委員会を設立するものでございます。

実行委員会の中に、専門委員会を設置し、小平市を挙げて町おこしというところ、それから市を挙げての開催となるよう準備を進めるものでございます。

関係課等との連携も重要になるところでございますので、今後、調整を図ってまいりたいと考えております。

実行委員会設立は、本年10月中の設立を予定してございます。

開催2年前、平成23年度に競技会場となる市民総合体育館2階にあります第1体育室の照度を上げるための施設改修を行います。

開催1年前、リハーサル大会として、バレーボールの団体関東ブロック大会の代表チーム選出の予選会を開催いたします。

開催年に、デモンストレーション行事及び本大会を開催いたします。

国体開催につきましては、単に競技だけを実施すればいいというものではございません。また、主管課だけで運営できるものでもございませんので、実行委員会を中心に専門委員会との連携を

図りながら準備を進めて参りたいと考えております。

なお、発起人会は、7月29日（木）実施予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（3）寄附の受領について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（3）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.3をごらんください。

〔Ⅰ〕は、金10万円を、小平市上下水道工事店様より、育英基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、FIFAワールドカップ公式試合球レプリカ（18個）を、小平市内郵便局（17局）様より、小平市立小学校への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅲ〕は、FIFAワールドカップ公式試合球レプリカ（1個）を、ゆうちょ銀行小平店様より、小平市立小学校への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（4）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（4）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.4のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○伊藤委員長

阿部教育庶務課長、お願いいたします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、8件でございます。

最初に、受付番号（35）及び次の（36）は、平成20年9月にも承認しております。

次に、受付番号（37）は例年承認しております。

次の、受付番号（３８）は、平成２０年９月にも承認しております。

次に、受付番号（３９）、事業名、第６４回夏の青空学校。こちらは初めての承認で、事業内容は、市内の小・中学生を対象に、宿泊キャンプを実施するもので、地域青少年育成活動として行われるものです。

次の、受付番号（４０）は、平成２０年９月に承認。

次の、受付番号（４１）は、平成２１年６月にも承認。

終わりの、受付番号（４２）は、例年承認しております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）小平市立小学校教科用図書審議委員会報告について、阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（５）小平市立小学校教科用図書審議委員会報告についてを説明いたします。

本報告書は、小学校の教科書採択に当たり、小平市立小学校教科用図書審議委員会から調査・研究結果が提出されたものでございます。

審議委員会は、学識経験者、保護者代表、学校関係者により構成されており、「平成２２年度小平市立小学校教科用図書採択要領」に基づき設置し、その後、小平市立小学校教科用図書調査部会による専門的な調査・研究、学校からの調査・研究及び市民の意見などを踏まえて協議を行い、資料No.５のとおり報告に至ったものでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

内野教育部理事、お願いいたします。

○内野教育部理事

はじめに、今回、提出のありました小平市立小学校教科用図書審議委員会からの調査報告書について、説明いたします。

本報告書は、小平市立小学校教科用図書調査部会及び各小学校の調査研究報告、並びに市内６カ所の市立図書館における市民の方々からのアンケートをもとに、発行者ごとに内容、構成分量、表記・表現、使用上の便宜の４項目につきまして、それぞれ工夫されている点、工夫を要する点について協議し、その結果をまとめたものでございます。

また、総合的な所見の欄には各教科用図書の特徴について総括的な見解が述べられています。

本報告書は各教科用図書について、児童の興味関心を喚起するものであるか、発達段階に即し

た内容であるか、児童にとってわかりやすく見やすい表記・表現になっているかなど、学習者である児童の立場に立った分析が中心となっています。

また、教科指導的な面から、内容や、構成・配列の適切さについての専門的な分析もなされており、採択について御審議いただく上での資料となるものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（6）事故報告Ⅰ（6月分）について、阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（6）事故報告Ⅰ（6月分）について、報告いたします。

6月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

内野教育部理事、お願いいたします。

○内野教育部理事

私からは、事故報告Ⅰ、6月分について、資料No.6に基づき御報告させていただきます。

まず交通事故につきましては、いずれも小学校でございますが、学校管理下で1件、管理外で2件ございました。

続いて、一般事故でございます。

⑨について、御説明いたします。小学校3年生の男子児童が、給食後、清掃が終わり、教室に戻ったところ、腕や首の部分に蚊に刺されたような跡が多数発症したものでございます。養護教諭が何らかのアレルギーが原因ではないかと判断し、保護者とも連絡をとり、「小平アレルギー対応の医療機関マップ」を参照し、エムクリニックに保護者とともに向かいました。しかし診察を待っている間に腫れが一層進んできたため、クリニックの判断で、公立昭和病院に診察先が変更になりました。公立昭和病院に1日入院し、検査を行いました。食物アレルギーの可能性があると診断がありましたが、原因となる食品等の特定は不明でございます。なお、家庭からあらかじめ提出されている本児童の健康カードには、アレルギーについての報告は含まれておりませんでした。今後のこともありますので、学校は保護者に対して再検査を勧めているところでございます。

続いて、⑫について御報告いたします。算数の授業中、コンパスの針が目当たったものでございます。算数の学習として三角定規、コンパス、分度器を用いて作図をしていたところ、自分

で誤ってコンパスの針を目に当ててしまったものでございます。右眼角膜裂傷と診断されておりますが、3日間の通院で完治しております。

次に、⑩についてでございます。ハンドボールの授業において、ゴールキーパーがボールをキャッチしようとしたところ、ボールの勢いが強く、ボールを受けとめたまま、ゴールポストに指が当たり、左手小指を剥離骨折したものでございます。1カ月で完治いたしました。

続いて管理外ではございますが、指を轢断する事故がございました。家族で自家用車に乗って食事に行き、駐車場で車から降りる際にバランスを崩し、ちょうど閉まるドアに指を挟まれてしまいました。右手の薬指の第一関節から上部を轢断してしまったものでございます。3時間に及ぶ手術を行い、10日間入院し、指を接合することができております。なお、現在では普通に生活することができております。

私からは以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。

○吉田委員

資料No.2、第68回国民体育大会小平市実行委員会設立について、お尋ねしたいと思います。

その中の資料の4番、国民体育大会開催に向けた今後のスケジュール（案）というものがございます。その中で平成23年度に競技会場の整備・修繕ということでございますが、先ほどのお話を伺っておりますと、競技場内の照度を上げるというお話でしたが、これ以外にどのような整備、あるいは修繕を考えていらっしゃるのか、具体的にお知らせ願えればと思います。

○小島体育課長

先ほど御説明いたしました照度については、1,000から1,500ルクスが平均的に保てるような形の照度の改修ということでございます。それ以外については開催年のところで、観覧席、今300近く設置してあるのですが、それでは足りなくなってくるので、特設の観覧席を用意するといったところを検討してございます。

東京都の視察等で実際に指摘を受けたのは、その照度だけでございましたので、後は試合会場の観覧席のこと、それからリハーサル大会におきまして、夏の暑い時期でございますので、空調のところを、現在、東京都と協議しているところでございます。

大きなところは、その2点を改修させていただければということで進めております。

以上でございます。

○伊藤委員長

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

なお、教育長報告事項（５）小平市立小学校教科用図書審議委員会報告についてにつきましては、協議時間を有する必要があるため、８月５日（木）の午後２時から教育委員会臨時会を開催いたしたいと存じます。

以上で、（１）から（６）までの教育長報告事項を終了いたします。

（協議事項）

○伊藤委員長

次に、協議事項（１）仲町公民館・仲町図書館建替えに係る方針についてを議題といたします。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

協議事項（１）仲町公民館・仲町図書館建替えに係る方針についてを説明いたします。資料No. 8をごらんください。

「仲町公民館・仲町図書館建替えに係る方針案」につきまして、６月１日から６月３０日までの間、市民意見公募（パブリックコメント）を実施いたしましたので、その結果を踏まえ方針を決定するものです。

今後は、この方針に基づき、設計委託業者を選定し、住民説明会の開催を経て基本設計（具体的なレイアウト）を今年度末までに完成させていく予定であります。

市民意見公募の検討結果、及び今後の予定等につきましては、松原中央図書館長から説明させていただきます。

○伊藤委員長

松原中央図書館長、お願いいたします。

○松原中央図書館長

それでは、詳細について御説明いたします。お手元の資料No. 8をごらんください。

まず、「市民意見公募手続の意見への対応状況について」でございます。

方針案につきまして、６月１日から３０日までパブリックコメントを実施し、４０人の個人の方と４団体から９０件の御意見、御要望をいただきました。

その内容でございますが、方針案に関するものが１２件、建物建設に関するものが４３件、管理運営に関するものが３２件、その他３件、合わせて９０件でございます。

詳細につきましては、結果表をごらんください。

90件の意見、要望ではございますが、同じ内容の意見もございます。

特徴といたしましては、今後作成する基本設計及び建替え後の管理運営の参考とさせていただく御意見が約7割でございました。

御意見等に対する対応状況でございますが、「反映」が反映済み及び一部反映を含めまして14件、参考が一部参考を含めまして64件、反映しないが12件でございます。

これらの御意見等を慎重に検討いたしました結果、方針につきましては、大きな変更点はございません。

しかしながら、担当課において再度内容を精査いたしまして、3カ所ほど文言の訂正をいたしました。

資料の「仲町公民館・仲町図書館建替えに係る方針」をごらんください。

訂正した箇所でございますが、まず、1点目は、1ページ、第1、基本的な考え方、1、基本コンセプトは「人と情報の出会いの場」でございます。こちらの部分の6行目、最後の行になりますが、「多機能感やゆったり感のある施設づくりを目指す」この「づくり」のところが漢字で表記しておりましたけれども、ここでの「施設づくり」というのは、建物というハードだけではなく、運営等内容にも及ぶものであり、また、他の表記とも合わせるため、平仮名の「づくり」にいたしました。

2点目は2ページをお開きください。第2、施設の現状でございます。2ページの上から3行目に記載しておりました公民館の利用率を削除いたしました。公民館と図書館の現状を表す統計の内容を合わせたものでございます。

最後の3点目でございますが、3ページになります。第3、施設の複合化に当たっての具体案、3、従来機能の充実等でございます。3ページ中ほどの、「(2) 図書館」の部分です。こちらの1行目に記載しておりました「24時間型貸出し」という文言を「事前予約による閉館時の貸出し」に訂正いたしました。この貸出しは、具体的には利用者が、事前に申し込んだ図書を、館外に設置したロッカーから取り出すというものであり、機械的に24時間借りることができる、あるいは、24時間オープンのような誤解を与えない表記としたものでございます。

以上の訂正をしたところで、決定いたしました「方針」でございますけれども、内容は、現在の2施設を合築した複合施設として建て替えます。基本コンセプトは「人と情報の出会いの場」とし、仲町図書館敷地に建設します。第3分団詰所は移転し、公民館敷地は売却します。複合化に当たっては、それぞれの機能を活かし、利用者の利便性や施設の有効活用を図ります。新施設は、地下1階、地上4階を想定し、基本設計業者は、公募型のプロポーザル方式を採用し、脱明会等の開催を経て、利用者、地域住民の意見を踏まえた施設づくりを目指す、というものでございます。

最後に、「今後の予定」でございますが、議会へは、既に、パブリックコメントの結果と方針を配付しております。今後は、生活文教委員会にて報告をまいります。

建替えに関しましては、プロポーザル方式を採用しますので、「小平市プロポーザル方式によ

る契約事務運用ガイドライン」に従って手続きを進めます。

既に、7月15日から市のホームページで設計業者を募集しております。その後、2回の審査を経て、10月には設計業者を決定し、住民説明会を開催し、そこでの意見を踏まえて基本設計を平成23年3月までに完成させます。

なお、パブリックコメントの結果と、こちらの建替えに係る方針につきましては、市のホームページで公表しております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

このことにつきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○森井委員

市民の方からたくさんの御意見をちょうだいしているということで、関心の高さが伺えるのですが、公民館と図書館の合築ということで、やはり限られたスペースになると思います。その中で蔵書の数については、現在と比べるとどのようになりますでしょうか。

○松原中央図書館長

現在、仲町図書館の蔵書数が10万冊強程度になってございます。建替え後の収容できる所蔵数が地下の閉架書庫を含んで約7万冊と考えております。

その差になります3万冊強につきましては、ほかの図書館への移管ですとか、あるいはもちろん価値ある図書はそのまま蔵書として保管するのですけれども、今申し上げたとおり、ほかの図書館で保管をする、あるいは、古く破損になっているものは廃棄という手続きになりますが、そのほかはリサイクルということで対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

よろしいでしょうか。

ほかにごございますでしょうか。

○荒畑委員

仲町公民館・仲町図書館の建替えに係る方針というところで、今ご説明がありまして、よくわかりましたけれども、これはちょっと昔のことにこだわる面があると思うのですが、実は仲町公民館というのは、私が中学生のときに小平第一中学校に通学していた頃、小平市がまだ町のときに、小平町役場という形で、木造の建物がございました。この方針でいきますと、そこは売却してしまうということなのですから、かつての町の時代の役場ということで、何かそこに印と

いいですか、足跡を残すような、工夫がなされていたらよかったという、これは私自身の要望なのですけれども、その辺で何かいろいろなお話をしていく中で、それに係るようなことがございましたら、ざっくばらんに言っていただければと思います。

これはちょっとセンチメンタルな感じがあって、申しわけないと思いますけれども。小平町役場のあった位置を後世に伝えられたらと思います。

以上です。

○深谷中央公民館長

ご指摘のとおり、ここは行政の要所であったわけですが、売却することになれば由来を掲示するなど、対応をしていきたいというふうに考えております。

○関口教育部長

若干補足させていただきます。建替え方針の中で、仲町公民館跡地の活用につきまして市民意見公募をいたしました結果、公民館跡地については売却という御提案をさせていただいたのですが、市民からの御意見では端的に売却に反対という御意見はなかったものでございます。したがって、方針の中では基本的には売却をしていくこととしております。

今後、売却をしていく手法としては、公共的な団体を優先し、その後に民間に売却するなど、いろいろな手法が考えられるかと思っております。

また、荒畑委員の御指摘のとおり、旧町役場がございましたので、当時の門がまだ残っております。できましたら、その門を売却地内に残すということはなかなか条件的に厳しいものがございまして、近くに小平第一中学校がございまして、もし許されるのであれば、移設をして、記念碑みたいなものとして残せれば、と考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ほかにもございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、このことにつきましては提案どおり了解ということで御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

(議案)

○伊藤委員長

では次に、議案の審議を行います

議案第16号、平成23年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第16号、平成23年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを説明いたします。

教科用図書の採択の権限につきましては、公立学校におきましては、所管の教育委員会がこれを行うことになっております。

通常の学級で使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、小学校は今年度採択となり、中学校は平成23年度まで、同一の教科用図書を採択することとされています。

小・中学校特別支援学級で使用する一般図書については、児童・生徒の発達段階を考慮し、毎年採択替えを行っております。

小平市特別支援学級教科用図書に関する調査・研究でございますが、各特別支援学級設置校において、検定教科書、文部科学省著作教科書及び一般図書の調査・研究を行い、小平市特別支援学級教科用図書審議委員会委員長に報告を行いました。

この報告をもとにして、平成22年7月6日に同審議委員会を開催し、同日、委員長の小平市立小平第十四小学校長、水野正志校長から建議があったものでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

内野教育部理事、お願いいたします。

○内野教育部理事

平成23年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、御説明いたします。

特別支援学級用の教科用図書につきましては、児童生徒の発達段階や障害の程度、また学習の定着状況等の観点から、教科によって文部科学省検定済みの教科書を使用することが適当でない場合は、他の適切な教科書を使用することができることとなっております。

これは、学校教育法附則第9条の規定によるものです。

この場合、検定教科書以外の教科書というのは、二つありまして、一つは、特別支援学校や特別支援学級用に作成された文部科学省著作の教科書です。もう一つは、市販の図書を教科書とする一般図書です。

資料の中に2種類リストがございますが、表の右端に学校名が記されているリストがございますので、ごらんいただきたいと思います。例えば、小平第一小学校の国語、「漢字がたのしくな

る本ワーク2「あわせ漢字あそび」となっておりますが、これは、市販の一般図書です。その下、小平第二小学校は、こくご☆、☆☆、☆☆☆となっておりますが、これは文部科学省の著作教科書です。小平第五小学校の「ゆっくり学ぶ子のための『こくご』」などは一般図書ということになります。

今回の採択は、文部科学省検定済みの教科書を含め、文部科学省著作教科書と一般図書の採択です。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第16号、平成23年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第17号、小平市平櫛田中彫刻美術館特別展「岡倉天心と日本彫刻会」の観覧料及び観覧券について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第17号、小平市平櫛田中彫刻美術館特別展「岡倉天心と日本彫刻会」の観覧料及び観覧券についてを説明いたします。

特別展の観覧料につきましては、平櫛田中彫刻美術館条例第6条の規定により、教育委員会が別に定めることになっております。常設展示では大人は300円でございますが、今回の特別展につきましては、常設展示よりも経費がかかっていること、また付加価値の高い展示であり、質

の高さをPRすることから、観覧料を特別料金の500円に設定いたします。小・中学生につきましては、常設展示と同じ150円といたします。

また、特別展の観覧券の寸法・デザインでございますが、平櫛田中彫刻美術館条例施行規則第2条の規定により、その都度定めるとされておりますので、今回の特別展を代表する作品を図柄に使用し、別紙のとおりとしております。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第17号、小平市平櫛田中彫刻美術館特別展「岡倉天心と日本彫刻会」の観覧料及び観覧券について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。14時55分まで休憩いたします。

ありがとうございました。

午後2時40分 休憩